

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、広範囲な分野の連携を図るとともに、国や大阪府などとの密接な連携のもと、「食育」の総合的かつ効果的な推進に努めます。

また、市民をはじめ、保育所(園)、幼稚園、こども園、学校、地域、関係団体、生産者、事業者など、本市における多様な推進主体との連携を密にし、計画の周知と計画に基づく取り組みを行います。

さらに、これらの推進主体が、「食育」に関する情報交換を行えるよう、それぞれの役割に応じた取り組みを連携・協働し推進します。

2. 庁内における「食育」の推進体制

「食育」を推進する関係各課が、所管する事業などを通じた取り組みを進め、連携・協働を行い、関係機関・関係団体等との連携を図るとともに、計画策定にあたって設置した庁内検討委員会を庁内推進委員会に改めて総合的な観点から「食育」を一体的に推進していきます。

3. 計画の進行管理

各年で計画の評価を行います。また、数値目標については、アンケート調査などによるデータの収集が必要になることから、計画終了年度である平成30年度までに必要な調査を行います。